

平成 30 年度第 1 回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成 30 年 4 月 5 日（木）午後 1 時 30 分から午後 15 時 10 分

2. 開催場所 三次市役所 6 階 601 会議室

3. 出席委員(19 人)

1 番 有重 貢	2 番 池本 秀雄	3 番 上田 憲昭	4 番 大前 万寿美
5 番 近藤 幸恵	6 番 田村 弘文	7 番 寺重 茂晴	8 番 西田 峯雄
9 番 橋本 正二	10 番 橋本 洋資	11 番 林 敏明	12 番 平尾 敏之
13 番 平田 真一	14 番 廣瀬 勝秀	15 番 福田 博之	16 番 藤川 範雄
17 番 箕田 英紀	18 番 向井 泰治	19 番 桃田 義文	

4. 欠席委員(0 人)

5. 議事日程

報告第 1 号 利用権の終了（農用地利用集積計画）について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
報告第 3 号 非農地証明願承認について
報告第 4 号 農地転用（農業用施設）届出について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地利利用集積計画について
議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について
議案第 6 号 農地法等に基づく三次市農業委員会の処分に係る審査基準（案）について
議案第 7 号 三次市農業委員会の事務局職員の職名に関する規則の一部を改正する規則（案）について
議案第 8 号 三次市農業委員会処務規定の一部を改正する訓令（案）について
議案第 9 号 三次市農業委員会文書管理規程の一部を改正する訓令（案）について
議案第 10 号 職員の任免について

6. 農業委員会事務局職員

日野事務局長 上岡係長 長谷川主任 新家専門員

7. 会議の概要

局長 只今から、平成 30 年度第 1 回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

会長あいさつ

局長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第 5 条の規

定により会長が総会の進行を行います。

議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は19人であります。よって、総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に、西田委員、橋本正二委員の両名を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、平成30年度第1回三次市農業委員会総会を開会します。

議長 本日の日程について、事務局から説明を求めます。

局長 報告案件が、報告第1号から報告第4号までの4件です。

議案が、議案第1号から議案第10号までの10議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議長 議事の都合上、議案第10号「職員の任免」について先に審議します。

事務局から、説明を求めます。

局長 議案第10号「職員の任免」についてご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

平成30年3月31日をもって、農業委員会係長「新家 隆司」を退職とする。

平成30年4月1日をもって、農業委員会係長「上岡 忠美」を係長に任命する。

以上です。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議長 異議なしと認め、「上岡 忠美」氏を係長に任命します。

では、新家前係長から「あいさつ」をお願いします。

新家前係長あいさつ

議長 続いて、上岡係長から「あいさつ」をお願いします。

上岡係長あいさつ

議長 議事日程に従い、報告第1号から報告第4号について事務局から順次説明を求めます。

局長 報告第1号「利用権の終了(農用地利用集積計画)」について1件ご報告いたします。

内容は、3月12日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。

詳細については、ご一読ください。

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について2件ご報告いたします。

内容は、3月12日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。
詳細については、ご一読ください。

報告第3号「非農地証明願承認」について1件ご報告いたします。

申請番号1 土地の所在が、甲奴町太郎丸字行元谷_____, 現況地目は、原野で、
面積が4,920㎡、申請人が、吉舎町吉舎_____, ●● ●●さん、非農地となった
理由は、平成5年頃から耕作放棄、原野化し現在に至っています。

報告第4号「農地転用（農業用施設）届出」について2件ご報告いたします。

申請番号1 土地の所在が、東酒屋町_____, 地目は田で、面積が2,312㎡の内、
15㎡、申請人が、西酒屋町_____, ●● ●●さん、転用目的は、農道の整備です。

申請番号2 土地の所在が、東酒屋町_____, 地目は田で、面積が238㎡の内、
52㎡、申請人が、東酒屋町1252番地、●● ●●さん、転用目的は、農道の整備で
す。

報告については以上です。

議長 報告第1号から第4号を報告いたしました。

報告4件について、質問があればどうぞ。

議案第1号「農地法第3条」について事務局から、順次説明を求めます。

局長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について6件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号1-1 土地の所在が、三次町_____, 地目は田で、面積が59㎡、譲渡人
が、広島市東区温品2丁目_____, ●● ●●さん、譲受人が、三次町_____,
▲▲ ▲▲さん、経営状況は、譲受人3,210㎡、申請内容は双方の要望による所有権
移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該
当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

2番 譲受人の経営農地は、全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従
事する家族の状況から見て、耕作の事業に供すべき農地はすべて効率的な利用が見込
まれます。周辺農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じません。よろしく
お願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号1-1を決めます。

次に申請番号1-2の説明を求めます。

局長 申請番号1-2 土地の所在が、三和町敷名字原田_____, 地目は田で、面積が47

m²、譲渡人が、山口県山口市吉敷中東 4 丁目 _____, ●● ●●さん、譲受人が、三和町敷名 _____, ▲▲ ▲▲さん、経営状況は、譲受人 6,250 m²、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地はすべて効率的な利用が見込まれます。周辺農地への支障は無く効率的かつ総合的な利用が見込まれます。よろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 1-2 を決めます。
次に申請番号 1-3 の説明を求めます。

局 長 申請番号 1-3 土地の所在が、吉舎町敷名字梅之木 _____, 地目は田で、面積が 256 m²、譲渡人が、千葉県白井市桜台 2 丁目 _____, ●● ●●さん、譲受人が、吉舎町敷地 _____, ▲▲ ▲▲さん、経営状況は、譲受人 3,080 m²、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲受人の経営農地は、全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地はすべて効率的な利用が見込まれます。周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じません。よろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 1-3 を決めます。
次に申請番号 1-4 の説明を求めます。

局 長 申請番号 1-4 土地の所在が、作木町大山字芝休 _____, 地目は田で、面積が 989 m²、譲渡人が、作木町大山 _____, ●● ●●さん、譲受人が、作木町大山 _____, ▲▲ ▲▲さん、経営状況は、譲受人 69,719 m²、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該

当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 譲受人の農地はすべて適切に管理されています。現在の営農状況から、取得後の農地についても適切に耕作が行われると認められます。周辺農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 1-4 を決めます。
次に申請番号 1-5 の説明を求めます。

局 長 申請番号 1-5 土地の所在が、甲奴町小童字宮部_____, 地目は田で、面積が 1,642 m², 譲渡人が、甲奴町小童_____, ●● ●●さん, 譲受人が、甲奴町小童_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 21,122 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲渡人は高齢であり譲受人と同居しており、譲受人は譲渡人の娘です。保有農機具の能力等からみて耕作の事業に供すべき農地のすべてが効率的に利用できるものと見込まれます。周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じません。よろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 1-5 を決めます。
次に申請番号 1-6 の説明を求めます。

局 長 申請番号 1-6 土地の所在が、作木町下作木字撰荷地_____, 地目は田で、面積が 2,128 m², 譲渡人が、廿日市市四季が丘 9 丁目_____, ●● ●●さん, 譲受人が、作木町下作木_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 14,604 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 譲受人の農地はすべて適切に管理されています。現在の営農状況から、取得後の農

地についても適切に耕作が行われると認められます。周辺農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと決します。

議案第 1 号「農地法第 3 条」については、申請番号 1-1 から申請番号 1-6 までを、異議なしと決します。

議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 1 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが議案書の訂正をお願いします。

申請番号 1-1 の申請事由の欄に「作業場建業務用倉庫」と記載していますが、正しくは、「作業場及び業務用倉庫」です。

4 文字目の「建」の 1 字を削除し、代わりに「及び」の 2 字を加えてください。

申請番号 1-1 土地の所在が、十日市西二丁目_____, _____, _____, 現況地目は、畑が 1 筆で 52 m², 宅地が 2 筆で 357 m², 面積の合計が 409 m², 申請人が、愛知県岡崎市栄町 3 丁目_____, ●● ●●さん, 申請内容は、作業場及び業務用倉庫の建築です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 申請農地にバイク修理の作業場を建築、倉庫を改築して利用されます。既存の倉庫が建築されていることについて、始末書が提出されています。都市計画法に定める用途地域内であり、第 3 種農地として判断されます。よろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと決します。

議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項」について、申請番号 1-1 を異議なしと決します。

議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について、9 件ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

申請番号 1-1 土地の所在が、三和町上壱字伏波羅_____, _____, _____, _____, 現況地目は田が 1 筆で 81.56 m², 畑が 1 筆で 80.75 m², 宅地が 2 筆で 259.69 m², 面積の合計が 422 m², 譲渡人が、東広島市豊栄町清武_____, ●● ●●さん,

譲受人が、三和町上壺_____, 宗教法人 ▲▲▲▲, 申請内容は、駐車場の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

19番 この農地は、申請者が親族から譲り受けた農地ですが、前所有者が、家と倉庫を建てて住まわれていましたが、転用申請されておらず、本人もお亡くなりになっていることから、経過説明書が提出されています。

他の農地への影響はありません。よろしくをお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 1-1 を決めます。

次に申請番号 1-2 の説明を求めます。

局長 申請番号 1-2 土地の所在が三和町上壺字伏波羅_____, 地目は田で、面積が 304 m², 譲渡人が、三和町上壺_____, ●● ●●さん, 譲受人が、三和町上壺_____, 宗教法人 ▲▲▲▲, 申請内容は、墓地の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。墓地埋葬法許可見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

19番 住職所有の農地を宗教法人が譲り受け、農地を掘り下げて、納骨堂を整備されるものです。他の農地に影響はありませんよろしくをお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 1-2 を決めます。

次に申請番号 1-3 の説明を求めます。

局長 申請番号 1-3 土地の所在が、東酒屋町_____, _____, 地目は田が1筆で 321 m², 畑が1筆で 145 m², 面積の合計が 466 m², 譲渡人が、東酒屋町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、東酒屋町_____, ▲▲ ▲▲さん, 申請内容は、宅地拡張及び資材置場の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 申請地は三次工業団地交差点南西に位置し、市道に面しており、近年、商業施設の進出や宅地化が進んでいる一角に位置しています。転用農地の一部は、電気工事に伴う廃材の仮置場と仮小屋に利用し、一部は宅地を拡張して、家庭菜園として利用するものです。周辺農地及び生活環境に悪影響を及ぼすことはありません。よろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 1-3 を決めます。
次に申請番号 1-4 の説明を求めます。

局 長 申請番号 1-4 土地の所在が十日市町_____, _____, 現況地目は、すべて山林原野で、面積の合計が 22.61 m², 譲渡人が、十日市町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、十日市町_____, ▲▲ ▲▲さん, 申請内容は、駐車場の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 申請農地に駐車場を整備されます。併用地である宅地と、申請農地が筆界未定のため一体的に利用管理したほうが、有効利用できると思われます。他の農地への影響はありません。よろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 1-4 を決めます。
次に申請番号 1-5 の説明を求めます。

局 長 申請番号 1-5 土地の所在が畠敷町_____, _____, 地目は、すべて田で、面積の合計が 711 m², 貸主が、畠敷町_____, ●● ●●さん, 借主が、福山市南手城町 1 丁目_____, 株式会社 ▲▲▲▲, 申請内容は、太陽光発電施設の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 譲渡人は高齢者となり耕作が困難で、申請地は耕作放棄地となっており、農地を有効利用するため太陽光発電施設への転用を選択されました。他の農地への影響はありません。よろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 1-5 を決めます。
次に申請番号 1-6 の説明を求めます。

局長 申請番号 1-6 土地の所在が四拾貫町_____, 地目は田で、面積が 781 m², 貸主が、四拾貫町_____, ●● ●●さん, 借主が、広島市中区幟町_____, ▲▲▲▲株式会社, 申請内容は、太陽光発電施設の整備です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請者は、高齢になり耕作が困難で、対象農地は耕作放棄地となっており、この農地を有効利用するため太陽光発電施設の設置を選択されました。周辺農地に影響はありません。よろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 1-6 を決めます。
次に申請番号 1-7 の説明を求めます。

局長 申請番号 1-7 申請番号 1-7 は、保留とします。
理由は、土地の利用計画に再検討を要すると考えられるためです。

議長 次に申請番号 1-8 の説明を求めます。

局長 申請番号 1-8 土地の所在が四拾貫町_____, 地目は田で、面積が 731 m², 貸主が、四拾貫町_____, ●● ●●さん, 借主が、安芸郡府中町桃山一丁目_____, ▲▲▲▲株式会社, 申請内容は、太陽光発電施設の整備です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 この農地は、申請番号 1-6 と同じ所有者の土地で、同様に高齢で耕作が困難になり、耕作放棄地となっているところを有効利用されるために、太陽光発電施設に転用されます。よろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 1-8 を決めます。

次に申請番号 1-9 の説明を求めます。

局長 申請番号 1-9 土地の所在が西酒屋町_____, 地目は田で、面積が 1,434 m², 譲渡人が、呉市上内神町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、大阪府大阪市中央区道修町一丁目_____, 株式会社 ▲▲▲▲, 申請内容は、太陽光発電施設の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 申請地は、第 2 種農地です。譲受人は、高齢となり平成 22 年 11 月に呉市に転居し、農地は地元の方に保全管理を依頼していましたが、この度、太陽光発電設備を設置するための協議が整い譲り渡すこととなりました。申請地の下流に水田がありますが、大半が太陽光設備が設置されており取水及び排水に支障がないものと認められます。よろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項」について、保留とする申請番 1-7 を除き、申請番号 1-1 から申請番号 1-9 までを異議なしと決めます。

議案第 4 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 4 号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いします。11 ページに申請を 2 件掲載しておりますが、その内、下の段、申請番号 2-4 の渡人の住所欄について、3 行目が消えかかっていますので、追記をお願いします。渡人の住所は、正しくは「香川県高松市太田下町_____」です。2 行目の_____の次に「_____」を追記してください。

36 ページの議案総括表をご覧ください。

件名の欄が上下 2 段になっていますが、農地中間管理権の取得にともなうものの集計が下の欄、それ以外のものの集計が上の欄です。

貸借権設定について、農地中間管理権の取得に関係しないものが、40 件で 116,654 m², 農地中間管理権の取得にともなうものが、4 件で 19,739 m²です。

各申請については 11 ページから 35 ページに掲載しておりますのでご一読をお願いします。以上です。

議長 意見はありませんか。

意見なし。

議長 それでは、議案第 4 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議長 議案第 4 号「農用地利用集積計画」について、異議なしと認め、承認いたします。
議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案
に対する意見」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案
に対する意見」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしく
お願いいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構を介し
て行われる農用地利用配分計画について意見を求められたもので、43 ページのとおり、
適当と認める旨回答しようとするものです。配分計画の内容につきましては、41 ペー
ジをご覧ください。これまで株式会社 ●●●●が直接利用権の設定を受けていた農
地について、10 年の存続期間が満了したため、一般社団法人広島県森林整備・農業振
興財団を介して改めて利用権を設定、配分しようとするものです。説明は以上です。

議長 意見はありませんか。

意見なし

議長 それでは、議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用
配分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議長 議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案
に対する意見」は異議なしと認め、承認いたします。

議案第 6 号「農地法等に基づく三次市農業委員会の処分に係る審査基準（案）」につ
いて事務局から説明を求めます。

局長 議案第 6 号「農地法に基づく三次市農業委員会の処分に係る審査基準（案）」につ
いて、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

農地法に基づく三次市農業委員会の処分に係る審査基準については、前回の総会で
お諮りし議決いただいたところですが、その後、広島県の農地法関係事務処理ガイド
ラインが、平成 30 年 3 月 14 日付で追加改正されました。

本件は、この改正に伴い、三次市の審査基準を一部改正するものです。

45 ページの新旧対照表をお開きください。右欄の下から 2 行目をご覧ください。

現行では「a 一般国道又は都道府県道（主要地方道に限る）の沿道の区域」とされ
ていますが、その内「(主要地方道に限る)」の記述を削除するものです。

これは、第 1 種農地の転用に係る例外規定について、大型車が利用できることを前提とした施設を設置する場合の区域を、都道府県道については主要地方道の沿道に限定されていましたが、一般都道府県道の沿道にも適用するものです。

施行日は、平成 30 年 5 月 1 日で、同日付申請受付分から適用します。説明は以上です。

議長 意見はありませんか。

意見なし

議長 それでは、議案第 6 号「農地法等に基づく三次市農業委員会の処分に係る審査基準（案）」について、異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議長 議案第 6 号「農地法等に基づく三次市農業委員会処分等に係る審査基準（案）」について、異議なしと認め、承認いたします。

議案第 7 号「三次市農業委員会の事務局職員の職名に関する規則の一部を改正する規則（案）」、議案第 8 号「三次市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令（案）」及び議案第 9 号「三次市農業委員会文書管理規程の一部を改正する訓令（案）」は、関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。

事務局から一括して説明を求めます。

局長 議案第 7 号「三次市農業委員会の事務局職員の職名に関する規則の一部を改正する規則（案）」、議案第 8 号「三次市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令（案）」及び議案第 9 号「三次市農業委員会文書管理規程の一部を改正する訓令（案）」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本 3 件は・「三次市職員の給与に関する条例」の改正に伴い・職名に主査を追加とともに・その他条項を整理するため・関係規則及び規程を改正する目的で制定するものです。

議案第 7 号「三次市農業委員会の事務局職員の職名に関する規則の一部を改正する規則（案）」の改正内容は、48 ページの新旧対照表をご覧ください。

左欄、一番下、改正案の第 2 条第 2 号のとおり、新たに設置された「主査」及び記載が漏れていた「主任主事」を追記するものです。

議案第 8 号「三次市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令（案）」の改正内容は、50 ページの新旧対照表をご覧ください。

職と処務の関係について整理するため、「主任」に関する記述を削除するものです。

具体的には、右欄、現行の上から 3 行目、第 2 条第 2 項中の「主任」の職名、及び、下から 3 行目・主任の職務に係る条文である第 4 条第 3 項を削除します。

また、これに伴い、下から 2 行目の第 4 条第 4 項を第 3 項に、同項にある「前各項」を「前 2 項」に改めるものです。

議案第 9 号「三次市農業委員会文書管理規程の一部を改正する訓令（案）」の改正内容は、52 ページの新旧対照表をご覧ください。

職と文書処理の関係について整理するため、右欄、現行の第 2 条から「主任」の職名を削除するものです。説明は以上です。

議 長 意見はありませんか。

意見なし

議 長 それでは、議案第 7 号「三次市農業委員会の事務局職員の職名に関する規則の一部を改正する規則（案）」、議案第 8 号「三次市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令（案）」及び 議案第 9 号「三次市農業委員会文書管理規程の一部を改正する訓令（案）」について、異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議 長 議案第 7 号「三次市農業委員会の事務局職員の職名に関する規則の一部を改正する規則（案）」、議案第 8 号「三次市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令（案）」及び 議案第 9 号「三次市農業委員会文書管理規程の一部を改正する訓令（案）」について、異議なしと認め、承認いたします。

議 長 以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。
続いて林座長から役員会の報告を願います。
引き続き、事務局から一般報告や協議事項等があればお願いします。
委員の皆様から何かございますか。

（事務連絡）

議 長 以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

局 長 次回は、5 月 7 日（月）午後 1 時 30 分から、三次市役所 6 階 601 会議室で総会を開催する予定です。

以上で平成 30 年度第 1 回農業委員会総会を終了します。

平成 30 年 4 月 5 日